

定期での利用方法

●新規契約

定期利用をご希望の場合には、当駐輪場管理事務所において定期契約をいたします。定期に空きが無い場合には予約の受付をいたします。なお、電話等による申し込み、予約、仮契約はできません。

契約手続きに際し、氏名、住所、生年月日、電話番号などの個人情報を提供していただきます。この情報は駐輪場の管理にのみ使用し、これ以外の目的には使用いたしません。

お身体が不自由な方など減免料金の場合は、当駐輪場管理事務所身体障害者手帳などの提示をお願いしますので必ずお持ちください。なお、その条件に該当しなくなった場合は、速やかに当駐輪場管理事務所にご連絡ください。

定期契約は、契約の満了日が月の末日となりますので、月の途中で定期契約を開始する場合には、既定の定期料金に応じた利用料金が加算されます。(くわしくは駐輪場係員におたずねください。)

【受付時間】 午前 6 時 30 分から午後 10 時 00 分

●契約更新

定期契約を更新される場合は、契約満了月の 15 日～末日までに当駐輪場管理事務所にてお手続きをお願いします。上記の期間に更新手続きされませんと、自動的に解約となりますのでご注意ください。

【例】契約満了日が 8 月 31 日の場合には、契約更新期間は 8 月 15 日から 8 月 31 日までとなります。

定期契約の更新手続きの際には、お手持ちの定期駐車券が必要となります。また減免料金の方は、当駐輪場管理事務所身体障害者手帳などの提示をお願いする場合があります。

【受付時間】 午前 6 時 30 分から午後 10 時 00 分

利用方法

●定期駐車券・定期シール

利用代金と引き換えに定期駐車券と定期シールをお渡しします。

定期利用は、契約時に登録されたご本人であり、かつ登録された自転車等に限られます。家族等であっても共同利用はできません。また複数の自転車等を同時に登録することもできません。駐車する自転車等を変更する場合は、駐輪場係員に申し出てください。

定期駐車券は、提示を求める場合がありますので必ずお持ちください。定期駐車券を忘れた場合は、名前、住所などを証明できる書類(運転免許証、学生証、身分証明書等)をご提示いただき、本人確認をさせていただく場合があります。

●定期駐車券・定期シールの再発行

定期駐車券及び定期シールを紛失、破損した場合は、当駐輪場管理事務所再発行の手続きをお願いします。

●解約

定期契約を解約される場合には、お支払済みの利用料金は返金いたしません。ただし、定期契約の残余期間が1箇月以上ある場合には、その残余月数に応じて既定の料金をお返しいたします。

解約手続きの際には、お手持ちの定期駐車券と定期シールが必要になります。

【受付時間】 午前 6 時 30 分から午後 10 時 00 分

一時での利用方法

●一時駐車利用方法

(1)入場時 自転車をラックに収納し、前輪をロック機構で確実に施錠してください。バイクはハンドル部等にチェーンロック機構で確実に施錠してください。

(2)退場時 事前に集中精算機で精算し、ロック機構を開錠させた後退場してください。

(3)連続して利用できる時間は、最長 120 時間(5 日間)以内です。これを超えて利用するときは、事前に管理室にご連絡ください。

(4)精算後、自転車等を速やかに移動しないと、一定時間経過後に再度ロックされますのでご注意ください。

(5)既納の利用料金は返金できません。また駐車位置番号を間違えて精算した場合であっても返金できませんのでご了承ください。

(6)利用可能な自転車は 16～29 インチ、タイヤ幅 60 mm以下です。なお、形状等で利用できないものがありますので、あらかじめご了承ください。

(7)機器の故障の際には、コールセンターにご連絡ください。状況により警備員が出動いたしますが、交通状況等により時間を要する場合がございますので、予めご了承ください。

●一時利用料金の支払方法

現金(千円紙幣、五百円・百円・五十円・十円硬貨)と交通系電子マネー(Suica・PASMO 等)が使用可能です。

※ お身体が不自由な方など一時利用料金減免の場合は、コールセンターにご連絡いただき、障害者手帳等を精算機内のカメラに提示いただくことにより、使用料が半額(10 円未満切捨)となります。

利用上の注意

- 定期シールは有効期限内のものを、後部の泥除け部分(後ろから見える位置)に貼ってください。
なお、泥除けのない自転車等の場合は駐輪場係員の指示に従ってください。
- 場内は安全確保のため、エンジン停止、乗車禁止です。お互いマナーを守ってのご利用をお願いします。
- 原動機付自転車その他、自動二輪車も利用できます(ただし、総排気量 125cc 超の自動二輪車は一時利用のみです)。ミニカーの利用はできません。
- 当駐輪場は駐車場所を提供するもので、自転車等をお預かりするものではありません。
場内における事故、盗難、破損、紛失および災害による損害等の責任は一切負いません。
- 自転車等には、必ず施錠してください。盗難防止には、2個所の施錠が有効です。
自転車等の個別管理については、利用者個人の責任によりお願いします。
なお、施錠状態での自転車等の場外持出しについては、盗難防止の観点から当駐輪場係員の指示に従ってください。
- 場内では、必ず指定された駐車場所または駐輪場係員の指示した場所に、お客様ご自身で駐車してください。指定場所以外に駐車されたときは、移動する場合があります。また、ハンドルロック付自転車では、ロック時の前輪の向きは駐輪場係員の指示に従ってください。

- 無断駐車や1箇月以上放置された自転車等は撤去・処分いたしますので、あらかじめご了承ください。
- 駐輪場内は火気厳禁です。
- その他ご利用にあたっては、場内の利用案内看板や駐輪場係員の指示に従ってください。指示に従わない場合は、当駐輪場の利用を停止することがありますので、あらかじめご了承ください。

利用料金

利用区分	一時利用	定期利用		
		1 箇月	3 箇月	6 箇月
自転車	最初の 10H 100 円 以降 6H 毎 50 円	2,080 円	5,610 円	10,600 円
原付等 125cc 以下	最初の 6H 100 円 以降 4H 毎 50 円	3,120 円	8,420 円	15,910 円
自動二輪 125cc 超	最初の 6H 200 円 以降 4H 毎 100 円	定期利用はありません		

※障害者手帳をお持ちの方は、手帳を提示していただければ、利用料金が原則半額となります。

大栄橋西臨時 自転車駐車場

利用案内

施設の概要

名 称 大栄橋西臨時自転車駐車場

所 在 地 さいたま市大宮区桜木町 2-385-1

電 話 048-667-9224

利用時間 終日(年中無休)

※定期の新規購入、更新、解約手続きの時間は

午前6時30分から午後10時00分までとなります

取扱車種 自転車・原付等・自動二輪

一般財団法人 さいたま市都市整備公社

さいたま市大宮区錦町 682-2

大宮情報文化センター6F

電話 048-729-6398